

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 経済部産業観光課

番号 5

不利益処分の内容		茅ヶ崎市勤労市民会館の指定管理者の指定の取消及び管理業務の一部または全部の停止命令
根拠法令及び条項		地方自治法第244条の2第11項
処 分 基 準	関係条項	地方自治法第244条第2項、同第3項、同第244条の2第11項
	基準 (未設定の場合は その理由)	<ul style="list-style-type: none"> ① 茅ヶ崎市が指定管理者に対して、茅ヶ崎市勤労市民会館の管理運営の適正を期すためにする指示に従わないとき。 ② 指定管理者の業務実施が市の示した条件を満たしていない場合にする改善勧告に従わないとき。 ③ 施設の利用について、正当な理由がないにもかかわらず利用を拒んだとき。 ④ 施設の利用について、不当な差別的扱いをしたとき。 ⑤ その他施設の適正な管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき。
	参考事項	協定書抜粋 第21条(指定の取り消し等)甲は、乙が第16条第1項の指示及び第17条の改善勧告に従わないとき、管理運営業務の継続が困難であると認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部または一部の停止を命ずることができる。
	設定等年月日	平成26年3月1日設定 (年 月 日最終変更)